

平成19年 5 月 21 日

制定

(趣旨)

第1条 生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題にとって極めて重要であり、動物実験は、その目的を遂行するために必要な、やむを得ない手段である。健康的な心身機能の維持・増進のための手段を科学的に探求することを研究目的の一つとする国際武道大学（以下、「本学」という。）においても、動物実験を遂行する必要性がある。だが、本学において動物実験を遂行する者は、動物愛護の観点に基づいて実験計画の立案し、それに沿って研究を実行しなければならない。そこで、本規則では、法、規準、基本方針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。）の規定を踏まえ、本学における動物実験を適正に行うために必要な倫理規則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「実験動物」とは、本学において実施される教育・研究活動で用いられるほ乳類、鳥類、は虫類のことをいう。
- (2) 「動物実験等」とは、本学において実施される教育・研究活動の内、実験動物（生体）を用いて行う全ての教育・研究活動のことをいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、本学で実施される動物実験等に用いる動物を飼養保管するために利用される全ての本学施設のことをいう。
- (4) 「実験室」とは、動物実験等で用いた実験動物の屠殺、試料の摘出、分析等を行うために利用される全ての本学施設のことをいう。
- (5) 「施設等」とは、本学に設置されている全ての飼養保管施設及び実験室のことをいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、本学に所属し、個別の動物実験に携わる者のことをいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、本学において教育・研究活動を職務とし個別の動物実験等の立案、実施を統括する者のことをいう。
- (8) 「動物実験計画」とは、本学において動物実験を実施する前に、動物実験責任者が動物愛護の観点に基づき立案する計画のことをいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の下で、本学に設置された施設等及び本学で実施される動物実験等に用いられる実験動物を管理する者のことをいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者のことをいう。
- (11) 「飼養者」とは、管理者若しくは実験動物管理者の下で、本学で実施される個々の動物実験等に用いる実験動物の飼養に携わる者のことをいう。
- (12) 「管理者等」とは、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者のこ

とをいう。

- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学で実施される全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負う。

- 2 学長は、施設等の適切な整備、保全を行い、管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるよう努めなければならない。
- 3 学長は、管理者及び実験動物管理者の協力を得て、動物実験実施者、飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令並びに指針等の周知を図らなければならない。
- 4 学長は、動物実験責任者から提出される動物実験計画を科学的合理性かつ動物愛護に配慮した審査を行う委員会若しくは部門を本学に設置しなければならない。
- 5 学長は、前項に定める委員会若しくは部門（以下、関連委員会若しくは部門）の答申に基づいて動物実験等の実施に承認を与える、又は与えないことを行わなければならない。
- 6 学長は、動物実験等の終了後、履行結果を把握するとともに、関連委員会若しくは部門の助言を尊重し、必要があれば動物実験責任者及び責任者に改善を指示しなければならない。
- 7 学長は、動物実験計画書、動物実験の履行結果及び関連委員会若しくは部門の議事録等を保存するとともに、教育・研究活動の支障のない範囲内で、個人情報や研究情報の保護を図りつつ、動物実験等の透明性の確保並びに成果の公表を図らなければならない。

(動物実験計画の立案)

第4条 動物実験責任者は、動物実験等の目的達成のために必要な限度において「動物の愛護及び管理に関する法律」第41条に配慮し、動物実験計画を立案しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、別に定める審査の手続きに則り実験計画の審査を受け、学長の承認を得た後に動物実験等を実施しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、承認された範囲を超える実験計画の変更が必要な場合、再度学長の承認を得なければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験終了後、動物実験等の履行結果を別に定める手続きに則り学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第5条 動物実験管理者は、動物実験等に用いる試薬、薬剤、実験機材の保管を適切に行うとともに、規制対象となる劇物等の保管については、当該法令や規準を遵守しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、施設等を常に清潔な衛生状態に保ち、万一、実験動物が室内逸走しても捕獲しやすいように、整理整頓に心掛けなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験操作に当たって、必要に応じて実験動物の長時間にわたる身体の固定、給餌及び給水の制限、外科的処置、鎮痛処置、麻酔及び術後管理、人道的エンドポイント、安楽死処置

を実施、設定する際には指針等の関連事項を留意して行わなければならない。

- 4 動物実験責任者は、実験操作に当たって生じた実験動物の死体及び廃棄物の処理を適切に行うとともに、法令により規制対象となる廃棄物については関係法令等を遵守して廃棄するよう努めなければならない。

(実験動物の選択並びに授受)

第6条 動物実験責任者は、実験動物の導入、検疫及び順化、輸送を実施する際には、指針等の関連事項を留意して行わなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第7条 動物実験実施者及び飼養者は、施設等において、動物愛護に配慮しながら動物実験等のデータの科学的信頼性を高め、かつ自己の安全を確保するために、指針等の関連事項を留意して、実験動物を適切に飼養・保管しなければならない。

(実験動物の健康管理)

第8条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物は動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため、指針等の関連事項を留意して、必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、動物実験等の目的とは無関係に傷害を負い、又は疾病にかかった場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(施設等)

第9条 管理者は、実験動物管理者の意見を尊重して、研究遂行上の要件、動物の生理、生態、習慣及び衛生管理のための必要条件を調和させながら、指針等の関連事項を留意して、施設等を構築・運営して行かななければならない。

(安全管理)

第10条 学長は、施設等における安全衛生の確保に努めなければならない。

- 2 管理者等は、指針等の関連事項を留意して、以下の点について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 危険因子の把握と取扱い
- (2) 実験動物による危害等の防止
- (3) 実験動物の逸走時の対応
- (4) 緊急時の対応
- (5) 生活環境の保全

(教育訓練等の実施)

第11条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて動物実験実施前に必要な教育訓練が確保されるように努めなければならない。

(事務)

第12条 この規則に関する事務は、学術支援事務室が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月23日）

この規則は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月21日）

この規則は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月19日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。